

スプリンクラー設備等の整備に係る補助対象面積の確認作業について

<複合型施設の場合の確認手順>

複合型施設における共有部分の面積の算定方法は、原則として、各施設の専有部分の面積比による按分とします。

- (1) 各施設の専有部分の面積及び共有部分（玄関や廊下、階段やエレベータ等）の有無を、平面図等の図面や事業所からの聞き取り等により確認する。
- (2) 建物の総面積から、各施設の専有面積及び補助対象外部分の面積を引き、共有部分の面積を確定する。
- (3) 面積比按分により、補助対象に含める共有面積を算定する。
- (4) 専有部分の面積に、(3) で算定した共有面積を足して補助対象面積を確定する。

<面積按分の仕方の例>

建物全体の総床面積 984.60㎡（3階建て）

1階：屋内駐車場	100.00㎡（補助対象外部分）
デイサービスセンター	228.20㎡（補助対象外施設：㊸）
2階：有料老人ホーム	192.80㎡（補助対象施設：㊹）
小規模多機能型居宅介護事業所	135.40㎡（補助対象施設：㊹）
3階：有料老人ホーム	328.20㎡（補助対象施設：㊹）

手順1：図面等から専有面積の確認

㊸ デイサービスセンター	204.60㎡
㊹ 有料老人ホーム	495.80㎡
㊹ 小規模多機能型居宅介護事業所	117.30㎡
<u>専有面積の合計 ㊸＋㊹＋㊹＝817.70㎡</u>	

手順2：共有部分の面積の確定

建物の総床面積 984.60㎡－専有部分の面積の合計 817.70㎡－
補助対象外部分（屋内駐車場）100.00㎡＝共有部分の面積 66.90㎡

手順3：各補助対象施設にかかる共有面積の算出

④ 有料老人ホーム

共有部分の面積 $66.90\text{ m}^2 \times (\text{有料老人ホームの専有面積 } 495.80\text{ m}^2 \div \text{専有面積の合計 } 817.70\text{ m}^2) = \underline{40.56\text{ m}^2}$

② 小規模多機能型居宅介護事業所

共有部分の面積 $66.90\text{ m}^2 \times (\text{小規模多機能型居宅介護事業所の専有面積 } 117.30\text{ m}^2 \div \text{専有面積の合計 } 817.70\text{ m}^2) = \underline{9.60\text{ m}^2}$

手順4：各補助対象施設にかかる補助対象面積の確定

④ 有料老人ホーム

$495.80\text{ m}^2 + 40.56\text{ m}^2 = 536.36\text{ m}^2$

小数点以下第一位を四捨五入し、 536 m^2

② 小規模多機能型居宅介護事業所

$117.30\text{ m}^2 + 9.60\text{ m}^2 = 126.90\text{ m}^2$

小数点以下第一位を四捨五入し、 127 m^2

■ 留意点

- ア 複数の施設が併設されている場合、面積比によらず、単純に施設数で割って共有面積を算定することは認められない。
- イ m^2 単価による支援であることから、会議室等の共有部分の設備の使用頻度や施設定員数で按分することも認められない。
- ウ 按分を行わず、共有部分の全ての面積を補助対象として申請することも当然認められない。
- エ 共有部分の面積が確認できなければ、市町村及び事業者の判断で、専有部分のみで申請することは差し支えない。
- オ 消火ポンプユニットを必要としないスプリンクラーの整備（水を使わない薬品による消火装置等）については、消火ポンプユニット分は対象外となる。
- カ 平面図、位置図、写真等（現況及び改修予定箇所が分かるもの）の他、見積書等、費用の算出根拠がわかる書類を添付すること。
- キ 消火ポンプユニット等の算定についても、按分を行う。（次の例を参照。）

例）補助対象面積 500 m^2 、補助対象外面積 300 m^2 の複合型施設

（１）消火ポンプユニット等の設置にかかる費用が3,000千円の場合

・消火ポンプユニット等

$$3,000 \text{ 千円} \times 500 \text{ m}^2 / 800 \text{ m}^2 = 1,875 \text{ 千円}$$

1,875 千円 $\leq$ 2,320 千円のため、算定額 1,875 千円

・スプリンクラー

$$9.26 \text{ 千円} \times 500 \text{ m}^2 = 4,630 \text{ 千円}$$

・協議額 1,875 千円 + 4,630 千円 = 6,505 千円

(2) 消火ポンプユニット等の設置にかかる金額が 5,000 千円の場合

・消火ポンプユニット等

$$5,000 \text{ 千円} \times 500 \text{ m}^2 / 800 \text{ m}^2 = 3,125 \text{ 千円}$$

3,125 千円 $\geq$ 2,320 千円のため、算定額 2,320 千円

・スプリンクラー

$$9.26 \text{ 千円} \times 500 \text{ m}^2 = 4,630 \text{ 千円}$$

・協議額 2,320 千円 + 4,630 千円 = 6,950 千円